

土浦・阿見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る公述意見の要旨と県の考え

	No.	意見要旨	県の考え
A氏	1	「緑」という文言を、「樹木主体空間」という表現・表記に変更できないか。	<p>「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「区域マス」という。）の文言については、法律や国の指針等に合わせて記載しています。</p> <p>なお、緑地に関する基本方針については、「第1部第3章 都市計画の基本方針」の「1.基本方針の考え方 自然的環境や景観の保全・創出」において、「地球環境問題や生物多様性の確保等のため、緑地の保全・整備を推進する。美しい景観などの地域資源を次世代へ継承するため、適切な管理を推進する。」としています。</p>
	2	これからは個人の住宅より、3階建ての低層中層の集合住宅の比率を増やすことを提案する。集合住宅にすることで住民の交流が生まれると考えている。	<p>住宅地については、「第2部第3章 主要な都市計画の決定の方針」の「1.(2)市街地における建築物の密度の構成に関する方針 a.住宅」において、「中心市街地の周辺や幹線道路に面した住宅地においては、中高層の集合住宅の立地が可能となる中密度の土地利用を図る。」としており、ご提案の集合住宅の立地が可能な土地利用も想定しています。</p>
B法人	1	<p>八溝山から筑波山、霞ヶ浦を経て太平洋へと至る、県の中央を貫く山と水の流れを、「水と緑の骨格軸」と位置付けている点は重要であり、この骨格軸を茨城県における水と緑のネットワークの中核として捉え、自然環境同士をつなぎながら守っていかうとする基本的な考え方に、賛同する。</p> <p>この考え方を理念にとどめるのではなく、実効性ある保全につなげていくためには、ネットワークをより強固にし、途切れのないものとしていくことが不可欠だと考える。その具体的な方策として、宍塚の里山（土浦市宍塚）を、この「水と緑の骨格軸」を支える重要な拠点として明確に位置付けることを提案する。</p>	<p>「水と緑のネットワーク」における「水と緑の骨格軸」は、八溝山から筑波山、霞ヶ浦など県内の主要な山地、湖沼等を結び太平洋に至る、県土の水と緑のネットワークの中心軸として、概念的に表現したものです。</p> <p>なお、区域マスは、一市町村を超える広域的観点から都市計画の基本的な方針を定めるものであり、個別地区の市街地像や整備方針等については、区域マスに即し、市町村マスタープランで定めることとしています。</p> <p>宍塚の里山は、「土浦市都市計画マスタープラン」において、「工業・流通・業務系拠点」とされていますが「宍塚大池周辺地区については、その一部について、周囲の環境に配慮しながら、産業の拠点として適切な機能配置を目指します。」と位置付けられているとともに、「水・緑・憩いの拠点」として「宍塚大池周辺地区の一部については、水辺空間や樹林地などの自然環境を生かしながら、上高津貝塚ふるさと歴史の広場との連携を図り、自然と触れ合える空間づくりを目指します。」として位置付けられています。</p>

土浦・阿見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る公述意見の要旨と県の考え

	No.	意見要旨	県の考え
B法人	2	<p>「緑と水のネットワーク」は生物多様性の保全だけでなく、洪水の緩和、水質浄化、景観形成、地域文化の継承といった多様な生態系サービスを支えており、宍塚の里山は、「緑と水のネットワーク」において、多様な動植物の生息と移動を支える中核的な構成要素の一つとなっている。</p> <p>一方で、常磐広域連携軸および首都圏環状広域連携軸という二つの交通ネットワークが縦断し、さらに、つくばエクスプレスの土浦延伸ルートにも位置し、都市開発圧力と自然環境保全の利害が集中的に交錯するエリアでもあり、無秩序な開発などが進めば、筑波山から霞ヶ浦間の生態系ネットワークの分断を招くおそれがある。</p> <p>宍塚の里山の土地利用の在り方は、都市と自然の共存の成否を左右する重要な意味を持つことから、自然共生サイトおよびナショナル・トラストの先進的な連携モデルとして明確に位置付け、無秩序な市街化や土地利用転換を抑制し、重点的かつ計画的な自然環境保全を進める必要がある。</p> <p>さらに、宍塚の里山の保全と、その価値を活かした活用は、自然保護だけではなく公共資産の継承であると考えます。</p>	<p>区域マスは、県が広域的観点から都市計画の基本的な方針を定めるものであり、個別地区の市街地像や整備方針等の地域に密着した計画に関する事項については、市町村が、市町村マスタープランで定めることとしています。</p> <p>宍塚の里山は「土浦市都市計画マスタープラン」において、「工業・流通・業務系拠点」とされていますが「宍塚大池周辺地区については、その一部について、周囲の環境に配慮しながら、産業の拠点として適切な機能配置を目指します。」と位置付けられているとともに、「水・緑・憩いの拠点」として「宍塚大池周辺地区の一部については、水辺空間や樹林地などの自然環境を生かしながら、上高津貝塚ふるさと歴史の広場との連携を図り、自然と触れ合える空間づくりを目指します。」として位置付けられています。</p> <p>なお、区域マスでは、「第1部第2章 いばらきの将来の姿」の「2.④自然・田園環境の保全と共生」において、「豊かな自然環境と調和のとれた景観を保全するとともに、これらと共生することにより、多様性のある生態系に配慮し、魅力ある地域づくりに活かしていく。」としています。</p> <p>また、「第2部第3章 主要な都市計画の決定の方針」の「1.(5)市街化調整区域の土地利用の方針 b.自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針」において、「霞ヶ浦をはじめとする河川などの水質浄化に努めるとともに、水郷筑波国定公園に指定されている筑波山一帯の樹林や、霞ヶ浦湖岸や利根川などの水辺の緑地等は、本圏域における自然環境の骨格を形成していることから、今後ともこれらの保全に努め、水と緑のネットワークを形成していく。」としています。</p>
	3	<p>宍塚の里山付近において高速道路インターチェンジの建設予定があり、開発の機運が高まる可能性が高く、自然を保護できる仕組みが必要だと思ふ。</p> <p>県立自然公園の指定や国定公園の拡大などを県が働きかけることもあり得ると思ふ。将来にわたり、この地域が保全される具体的なことを記載するべきと考える。</p>	<p>加えて、「第2部第3章 4自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針」の「(2)主要な公園緑地等の配置の方針 a.環境保全系統」においても、「筑波山から連なる山地から台地上に広がるまとまりのある樹林地や平地林、台地と低地の間に連なる斜面林、霞ヶ浦湖畔や利根川などの水辺の緑地等は、本圏域における水と緑の骨格を形成している。これらは野生動植物の生息・生育地であり、（中略）、連続性や一体性に配慮しながら、積極的な保全を図る。」としています。</p>
	4	<p>将来像について、茨城県の特徴が活かされていない。</p> <p>茨城県の特徴や長所は、海も山も湖も川もあり、穏やかな気候であり、この自然環境の豊かさがわかるような文言を将来像の中に記載するべきだと考える。</p>	<p>「茨城の将来像」については、県総合計画から引用しています。</p> <p>茨城県の特徴や長所については、圏域ごとに記載しており、「第2部第1章 都市計画の目標」の「3.都市の将来像」において、県南圏域区域マスでは「本圏域は、東京圏に近接し、鉄道や高速道路などの交通網が整備されるとともに、豊富な農産物が栽培され、また、最先端の科学技術拠点が形成される一方で、筑波山や霞ヶ浦などの豊かな自然を有し、都市と農村がバランスよく発展している。」としています。</p>

土浦・阿見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る公述意見の要旨と県の考え

	No.	意見要旨	県の考え
B法人	5	<p>P42及びP77の図（水と緑のネットワーク）で、水と緑の骨格軸を南側に延長し、宍塚の里山の部分に緑の丸を加えていただきたい。</p>	<p>「水と緑のネットワーク」における「水と緑の骨格軸」は、八溝山から筑波山、霞ヶ浦など県内の主要な山地、湖沼等を結び太平洋に至る、県土の水と緑のネットワークの中心軸として、概念的に表現したものです。</p> <p>なお、区域マスは、一市町村を超える広域的観点から都市計画の基本的な方針を定めるものであり、個別地区の市街地像や整備方針等については、区域マスに即し、市町村マスタープランで定めることとしています。</p> <p>宍塚の里山は「土浦市都市計画マスタープラン」において、「工業・流通・業務系拠点」とされていますが「宍塚大池周辺地区については、その一部について、周囲の環境に配慮しながら、産業の拠点として適切な機能配置を目指します。」と位置付けられているとともに、「水・緑・憩いの拠点」として「宍塚大池周辺地区の一部については、水辺空間や樹林地などの自然環境を生かしながら、上高津貝塚ふるさと歴史の広場との連携を図り、自然と触れ合える空間づくりを目指します。」として位置付けられています。</p>
	6	<p>P40、「水と緑のネットワーク」の【水と緑の骨格軸】の、「八溝山～筑波山～霞ヶ浦～太平洋」という、県南・県中央を貫く山地や河川の軸を水と緑の骨格軸として位置づけ」の文言の「筑波山」の後に「宍塚の里山」を加えていただきたい。</p>	<p>「水と緑の骨格軸」の要素である「八溝山～筑波山～霞ヶ浦～太平洋」については、県内の主要な山地、湖沼等を記載しています。</p> <p>区域マスは、県が広域的観点から都市計画の基本的な方針を定めるものであり、個別地区の市街地像や整備方針等の地域に密着した計画に関する事項については、市町村が、市町村マスタープランで定めることとしています。</p>
	7	<p>P50、「b 豊かな自然環境の保全と風致の維持」の「特別緑地保全地区」の後に「自然共生サイト」を入れていただきたい。</p>	<p>本章は「都市計画の基本方針」であり、都市計画法に基づき「風致地区制度や特別緑地保全地区制度などを活用し自然環境の保全と風致の維持を図る。」としています。</p>
	8	<p>P87、「b 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針」の「霞ヶ浦湖岸や利根川の水辺の緑地」の後に、「台地上の平地林、ため池」等を入れていただきたい。</p> <p>P87、「d 良好な景観の保全及び創出に関する方針」の「農地、集落、屋敷林」の後に「平地林」を入れていただきたい。</p>	<p>「台地上の平地林、ため池」については、「霞ヶ浦湖岸や利根川といった水辺の緑地など」の「など」に含まれるものと考えています。</p> <p>また、「平地林」については、「農地、集落、屋敷林、農林漁業施設など」の「など」に含まれると考えております。</p>